

記者発表資料

令和6年8月22日

教育庁文化財課保存活用班

担当 相澤・生田(022-211-3683)

メール bunzaih@pref.miyagi.lg.jp

## 県指定文化財の指定について

令和6年8月22日、宮城県文化財保護審議会（会長：永井康雄）は、宮城県教育委員会に下記の文化財を県指定文化財に指定するよう答申したので、お知らせします。

### 記

#### ■ 宮城県指定有形文化財（書跡・典籍）

名称および員数	所在地
<small>るいじゅさんだいきやく</small> <b>類聚三代格</b> <small>しょうほん</small> <b>（抄本）</b> 1冊	宮城県仙台市青葉区川内27-1 (東北大学附属図書館)

#### ※ 宮城県指定文化財の指定について

- ・答申を受け、教育委員会の議決を経て、公報に登載されると、宮城県指定文化財の総数は**247件**となります。
- ・有形文化財（美術工芸品）の指定は、「どき弩機 いじじょうあとしゅつど伊治城跡出土」（栗原市・令和2年指定）以来**104件目**となります。
- ・有形文化財（美術工芸品/書跡・典籍）の指定は、「ふどきごようかきだし風土記御用書出」（仙台市・平成19年指定）以来**21件目**となります。

<参考>これまでの宮城県指定文化財の種類と件数（令和6年8月21日現在）

種別			件数	
指定	有形文化財	建造物	39	
		美術工芸品	絵画	14
			彫刻	26
			工芸品	22
			書跡・典籍	20
			考古資料	10
			古文書古碑	0
			歴史資料	11
		<b>小計</b>		<b>142</b>
	無形文化財	芸能	0	
		工芸技術	0	
		その他	1	
	<b>小計</b>		<b>1</b>	
	民俗文化財	無形民俗文化財	風俗慣習	10
			民俗芸能	37
			風俗慣習・民俗芸能	2
		有形民俗文化財	4	
<b>小計</b>		<b>53</b>		
記念物	史跡	15		
	名勝	2		
	天然記念物	33		
<b>小計</b>		<b>50</b>		
<b>指定合計</b>		<b>246</b>		
選定	文化的景観	0		
	保存技術	0		
	<b>選定合計</b>	<b>0</b>		
<b>合計</b>			<b>246</b>	

※ 有形文化財（美術工芸品 書跡・典籍）は1件追加し 21 件に、有形文化財（美術工芸品）の指定は1件追加し 104 件に、指定文化財の総数は1件追加し 247 件になります。

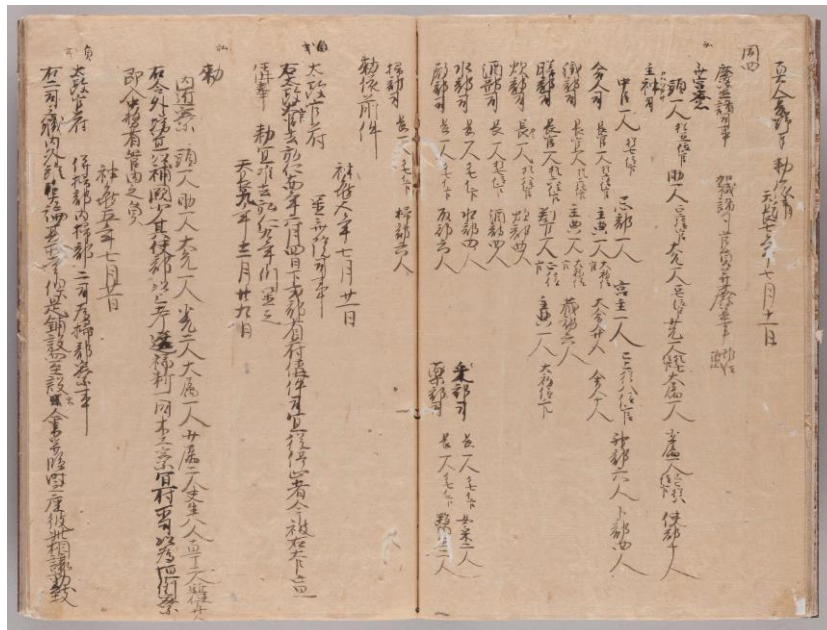
## 今回指定される有形文化財（美術工芸品〔書跡・典籍〕）の概要

### 類聚三代格（抄本） 1冊

類聚三代格<sup>るいじゅさんだいぎやく</sup>は、律令国家が編纂<sup>へんさん</sup>した法令集のひとつです。格とは、律令<sup>りつりょう</sup>（当時の法律）を補う規則のことで、9~10世紀の間に3つの格が編纂されました（これを「三代の格」とよんでいます）。11世紀になると、これらを内容ごとに整理しなおした類聚三代格（「類聚」とは種類ごとに集めるという意味です）が編まれました。

今回指定される「類聚三代格（抄本）」は、東北大学附属図書館が所蔵するコレクション「狩野文庫」のなかの1冊です。最大の価値は、これまで各地に伝わっている類聚三代格では知ることができなかった欠失部分を知ることができる唯一の写本であることです。また、陸奥国<sup>むつのおくに</sup>の制度や多賀城<sup>たがじょう</sup>に置かれた鎮守府<sup>ちんじゅふ</sup>に関することも書写されており、本県の古代史を読み解くうえで重要な史料であると言えます。

本書は、古代史研究の一級史料である類聚三代格の復原には欠かすことのできない唯一無二の資料です。



類聚三代格巻四の冒頭部分  
（国文学研究資料館 国書データベースより）